

呉市教育委員会会議録
(平成31年1月18日定例会)

呉市教育委員会

呉市教育委員会会議録
平成31年1月18日定例会

- 1 開催日時 平成31年1月18日(金) 10:00開会
10:54閉会
- 2 開催場所 851会議室(呉市役所8階)
- 3 出席委員 教育長 寺本有伸
教育長職務代理者 森尾敬介
委員 舩尾慎
委員 香川治子
委員 佐々木元 欠席委員なし
- 4 出席職員 教育部長 小川 聡
教育部参事 武林 信二
教育部参事補兼学校施設課長 中島 正雄
教育部参事補 細本 裕一
教育総務課長 大森 和雄
学校教育課長 高橋 伸治
学校安全課長 棚田 隆志
文化振興課長 多田 博
中央図書館長 田中 宏典
教育総務課課長補佐 大窪 敏幹
- 5 傍聴者 0人
- 6 日 程
 - (1) 会期決定について
 - (2) 前回会議の報告
 - (3) 教議第1号 呉市教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則の制定について
 - (4) 教議第2号 呉市教育委員会事務決裁規程等の一部を改正する訓令の制定について
 - (5) 教議第3号 平成31年度「呉の学校教育」について
 - (6) 報告第1号 平成31年度教育費予算について
 - (7) 教議第4号 平成31年度教育費予算復活要求について

(10:00)

教 育 長 それでは、これより定例会を開会します。
日程第1の「会期決定について」を議題とします。
お諮りします。会期は、本日1日としたいと思います、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしと認めます。
よって会期は、本日1日と決定されました。
本日の会議録署名委員は、森尾委員・船尾委員をお願いいたします。
それでは、日程第2の「前回会議の報告」を求めます。

大窪課長補佐 (平成30年12月21日定例会について報告)

教 育 長 本日提出されたもののうち、日程第6、日程第7については、議会に諮る案件のため非公開としたいと思います、これに御異議はございませんか。

(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしということで、本日の議題についてはそのように決定されました。

教議第1号 呉市教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則の制定について

教議第2号 呉市教育委員会事務決裁規程等の一部を改正する訓令の制定について

教 育 長 それでは、日程第3の教議第1号「呉市教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則の制定について」及び日程第4の教議第2号「呉市教育委員会事務決裁規程等の一部を改正する訓令の制定について」の議題については、関連した内容のため、2件を一括して事務局の説明を求めます。

大 森 課 長 それでは、教議第1号「呉市教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則の制定について」と教議第2号「呉市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令の制定について」を一括して御説明いたします。

まずは、教議第1号「呉市教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則の制定について」を御説明いたしますので、資料3ページを御覧ください。

本件は、1の改定の趣旨にございますとおり、先月の定例教育委員会会議において議決を得ました、呉市就学奨励費支給規則の一部改正により、経済的な理由によって就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対して、就学に必要な費用を支給する制度について、翌年度に小中学校へ就学を予定している子どもの保護者に対しても、就学に必要な費用を支給できるようにするなど、当該制度の充実を図るとともに、国の制度に合わせて、事業の名称を、就学奨励事業から就学援助事業に変更したことに伴い、関係規則について所要の規定の整備等を行うものでございます。

2の改正の内容を御覧ください。改正内容を御説明する前に、参考として記載してあります就学援助事業と就学奨励事業について御説明いたします。

市が実施しております就学に必要な費用の支給に関する制度の内、就学援助事業は、1の改正の趣旨で御説明したとおり、経済的な理由によって就学が困難と認められる子どもの保護者に就学援助費として支給されるものでございます。

就学奨励事業は、学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当す

る児童生徒の保護者又は特別支援学級へ就学する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、その負担能力の程度に応じて、就学のために必要な費用を就学奨励費として支給されるものでございます。なお、該当する児童生徒の障害の程度につきましては、資料4ページに、学校教育法施行令第22条の3の規定を抜粋したものがございますので御参照ください。

これを踏まえて、2の改正の内容を御説明いたします。

(1)の呉市教育委員会事務局組織規則につきましては、就学援助費について、就学奨励費と合わせて学校教育課の分掌事務とします。

次に、(2)の呉市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則につきましては、就学援助費に関する事務処理の記録を記載した文書について、小中学校において備え付けなければならない表簿とします。

最後に、(3)の呉市立小、中学校の災害共済給付契約に係る児童等についての共済掛金の額のうち保護者等から徴収する額を定める規則につきましては、引用条項の移動と呉市就学奨励費支給規則の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行います。

なお、資料1～2ページにかけて、改正前、改正後の規則を記載していますので、御確認ください。

続きまして、教議第2号「呉市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令の制定について」を御説明いたしますので、資料7ページを御覧ください。

本件の1の改定の趣旨につきましては、先の教議第1号で御説明した内容と同様でございます。

2の改正内容を御覧ください。2つの規程の一部改正をいたします。

まず、(1)の呉市教育委員会事務決裁規程につきましては、就学援助費の受給者の決定について、就学奨励費と合わせて学校教育課長の専決事項とします。

次に、(2)の呉市立小中学校事務処理等規程につきましては、学校から直接保護者等に就学援助費を支払う場合は、就学奨励費と合わせて、小中学校の庶務、会計等に関する事務を処理する共同事務センターにおける会計係の分掌事務とします。

なお、資料5～6ページにかけて、改正前、改正後の規程を記載していますので、御確認ください。

教議第1号と教議第2号の施行期日は、平成31年2月1日でございます。

説明は以上でございます。

教 育 長 ただ今、事務局から日程第3の教議第1号「呉市教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則の制定について」及び日程第4の教議第2号「呉市教育委員会事務決裁規程等の一部を改正する訓令の制定について」の2件について説明がありましたが、これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

(なしの声)

教 育 長 御発言なしということで、それでは、本2件については原案のとおり可決してよろしいですか。

(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしということで、よって本2件は原案どおり決めます。

教議第3号 平成31年度「呉の学校教育」について

教 育 長 次に、日程第5の教議第3号「平成31年度「呉の学校教育」について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

高 橋 課 長 それでは、教議第3号「平成31年度「呉の学校教育」について」御説明いたします。

9ページを御覧ください。

まず、タイトルについてでございますが、今年度で言いますと、義務教育修了時の具体的な姿「夢を持ち 夢を語り 志を抱く児童生徒の育成」としておりましたが、来年度からは、呉の教育の目標をはっきりとさせるために、呉市の教育大綱に掲げている目標「郷土を愛する心豊かでたくましい呉の子どもの育成」と記述しております。

表紙の下にあります四角囲みの中を御覧ください。

新しい内容としては、2段落目と3段落目になります。

2段落目につきましては、新学習指導要領には、義務教育が幼児教育、高等学校教育等と円滑に接続できるようにすることや学校と社会が協力して教育の目的実現を図る社会に開かれた教育課程の重要性がおさえられていることから、「義務教育9年間を見通した教育を推進することはもちろん、幼児教育、高等学校教育等とのつながりを大切にします。そして、地域との連携及び協働により、社会に開かれた教育課程を実現し、呉市の特色を生かした教育活動を進めます。」という表現にしております。

3段落目につきましては、呉市は、平成30年7月豪雨災害により甚大な被害を受けました。これらの経験から、今まで以上に防災教育を充実させていく必要があるとの考えから、『防災教育をさらに充実させ、「自分の命は自分で守る」子どもを育ててまいります』と記述しております。

次に、10ページを御覧ください。

上半分には、呉市の教育大綱の目標の実現に向け、先程申しましたように、いわゆる0歳から18歳まで、小中一貫教育はもちろん、幼児教育や高等学校教育等の連携、接続を今まで以上に大切にしながら教育を進めていくイメージを図に表したものです。

下半分には、新しい時代に求められる資質・能力の育成を目指し、主体的・対話的で深い学びを実現させていくことで「生きる力」の育成に必要な資質・能力の3つの柱「学びに向かう力、人間性等」「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力」を育成する教育活動を展開していきます。

これらの教育活動を通して、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」をバランス良く育み、より確かな「生きる力」の育成につなげていきたいと考えております。

続いて、11ページのA3資料を御覧ください。

今お話しした「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を育むために取り組む具体的な方策について主なものを示しております。

また、一番下には、子どもの健やかな育成を図る教育環境の具体的な手立てを

抜粋してまとめております。

続いて、13ページには、学校評価について示しております。

まず学校評価については、ページの下の部分になりますが、平成19年に学校教育法改正により根拠規定が新設され、学校教育法施行規則において、学校評価が新たに規定されました。こうした状況の下、呉市におきましては、平成20年に呉市立小中学校の管理及び学校教育法に関する規則を改正し、学校評価の適切な実施、公表、設置者への報告について規定いたしました。

さらに平成21年度は、国からの委託を受け、6中学校区で呉の学校評価のあり方について研究を進め、現在各学校において適切に実施されております。

ページ上の図を見ていただいて、左側にありますように、学校の取組の状況を、家庭や地域の方から評価を受け、改善を図る学校評価を進めるとともに、学校経営目標と右側にあります個人の業績評価の自己目標をしっかりと連動させることで、より学校の教育力を高めていこうと考えております。

中段下には、そのためのポイントを記述しております。

最後の14ページを御覧ください。

『「歴史とものづくりのまち」呉の主なあゆみ』を抜粋してまとめております。教職員が自分自身の研修資料、授業を行う上での手持ち資料、また、子どもへの配付資料等、活用できればと考えております。

説明は、以上でございます。

教 育 長 　ただ今、事務局から日程第5の教議第3号「平成31年度「呉の学校教育」について」の説明がりましたが、これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

佐々木委員 　9ページに、義務教育9年間を見通した教育の推進はもちろん、幼児教育、高等学校教育等とのつながりを大切にするとあります。私が以前、中学校のPTA役員をしていた時、臨時総会で、先生方は子どもたちにどこまで責任を持って教育しているのかといった質問が出たことがありました。その時、卒業後3年間は絶対に生きていける知恵と知識と道徳は身につけさせる自信はあるとはっきり答えられ、とても感銘を受けたのを思い出しましたが、これが今回ここに文章化されており、とても心強く思いました。

次に、13ページの学校評価において、学校・家庭・地域が一緒になって学校の教育力を高めると昔から言われておりますが、これをどう具体化、実現化させるのかといったところで、もっと自治会やPTAに働きかけていった方が良いのではないかと要望します。

高橋課長 　2点目の地域やPTAの働きかけにつきましては、学校評価の図の学校関係者評価にもありますが、実践している教育活動について積極的に情報提供していきながら、地域住民や保護者からは、教育活動への支援や協力を受け、進めていくようになっております。新しい指導要領にも、地域や保護者へどんどん発信し、一緒に学校をつくっていくよう、社会に開かれた教育課程が謳われておりますので、しっかり進めていきたいと考えております。

また、11ページの「豊かな心」に関する部分においても、「地域や社会との関わりのある学習活動の充実」ということで、地域と協働しながら、この部分もさらなる充実を図っていききたいと思っております。

船尾委員 学校評価の中で、学校関係者評価委員会とあります。これとは別に学校評議委員というものもありますが、こちらは学校の評価は行わないのか、また、学校関係者評価委員会との違いも教えてください。

高橋課長 学校評議委員は、校長の推薦により5名以内を教育委員会が委嘱するもので、学校のニーズに応じて、教育活動や地域社会との連携に関する事等、意見や助言をもらうことを目的としております。

学校関係者評価委員会は、学校が地域を踏まえて自分たちの学校環境を分析し、実践していく中で、目標はこれでよいかとか、中間でのチェック、最後にはまとめとふりかえりについて、直接評価し、助言をもらうこととなります。

香川委員 先程の意見と関連して、11ページにわがまち人材派遣事業がありますが、地域には退職した男性がたくさんおられますので、このような方に地域に出向いてもらい、地域社会に参加してもらえばいいのではないかと思います。

高橋課長 地域の人材については、学校が発掘していくものと、教育委員会と連携しながら、教育委員会が学校に紹介するというパターンとがありますが、今おっしゃっていただいたような方がいらっしゃいましたら教えていただき、また学校にも情報提供してまいります。今後とも、そのような人材の活用と事業の充実を図ってまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

教育長 ほかに御発言はありますか。
(なしの声)

教育長 御発言なしということで、それでは、本件については原案のとおり可決してよろしいですか。
(異議なしの声)

教育長 御異議なしということで、よって本件は原案どおり決めます。
それでは、これより非公開の議題に入ります。
(10:27)

報告第1号 平成31年度教育費予算について

(非公開案件です。)

教議第4号 平成31年度教育費予算復活要求について

(非公開案件です。)

教育長 以上で定例会を閉会します。
(10:54)

上記のとおり，会議の次第を記載して，その相違ないことを証するため，ここに署名する。

(教育長 寺 本 有 伸)

(委 員 森 尾 敬 介)

(委 員 船 尾 慎)

(平成31年1月18日定例会)